

「当座貸越WEB申込サービス」利用規定

第1条（サービスの内容）

「当座貸越WEB申込サービス」は、「大分銀行ビジネスポータル」（以下「基本サービス」といいます）内の「WEB申込サービス」のひとつで、インターネットにより当座貸越の貸越利用申込手続きができるサービス（以下「本サービス」といいます）をいいます。

第2条（本規定の適用）

本規定は、本サービスの利用に関して定めたものです。本サービスの提供に関しては、当行と本サービス利用者の間に以下の規定が適用されるものとします。

第3条（サービス利用対象者）

- （1）本サービスの利用対象者は、次のすべてに該当する方とします。
 - ① 当行と当座貸越をご契約いただいている方
 - ② 基本サービスをご利用いただいている方
- （2）次のいずれかに該当する場合は本サービスをご利用いただけません。
 - ① 基本サービスの代表口座の名義と当座貸越契約の債務者名義とが相違する場合
 - ② 基本サービスの代表口座の顧客番号と当座貸越契約の顧客番号とが相違する場合
- （3）本サービス利用対象者が本サービスを利用する場合、本サービスの利用申込書の提出などの手続きは不要です。ただし、本規定およびこれに関連する契約ならびに規定の内容を十分に理解し、本サービス利用に際し それらが適用されることを承諾したうえで本サービスを利用するものとします

第4条（利用申込権限の設定）

- （1）本サービス利用者のうち、基本サービスの「マスタユーザ」または「管理者ユーザ」の操作権限が登録された方が、本サービスにより貸越利用申込いただけます。
- （2）本サービス利用者が行った操作権限の登録により生じた不正申込や不正使用等の事故に基づき損害が生じても、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害は全て本サービス利用者が負担するものとします。

第5条（請求）

- （1）本規定において、「請求」とは本サービスにより当座貸越の貸越利用申込手続きを行うことをいいます。
- （2）当座貸越契約に定める当座貸越の利用方法等には、本サービスによる請求を含むものとします。
- （3）請求は、借入希望日の2週間前の応当日から3営業日前までに行うことができます。
- （4）本サービス利用者が本サービスの「お申込内容」欄の必須項目をすべて入力し、「提出」および確認画面の「確定」ボタンを押下すると請求手続きが完了します。
- （5）本サービス利用者が請求を行った場合、当行は翌営業日以降に内容を確認のうえ、所定の審査を実施後、貸出の手続きを行います。
連絡が取れない等の理由により申込内容の確認ができない場合は、請求はなかったものとして取扱います。
借入希望日において貸越極度額を超える請求など、請求内容に不備がある場合は、請求はなかったもの

として取扱います。

- (6) 請求の取消をする場合は、借入希望日の前営業日までに本サービス利用者が当行の取引店に連絡するものとします。

なお、金利の約定が完了している等の理由により取消を行うことができない場合があることをあらかじめ承諾します。また、請求の取消により当行に損失（ただし、当行の責めに帰すべき事由により生じたものおよび逸失利益を除きます）が生じた場合には、本サービス利用者がこれを支払うものとします。

- (7) 請求内容を変更（修正を含みます）する場合は、借入希望日の前営業日までに本サービス利用者が当行の取引店に連絡のうえ、請求を取消し、変更後の内容により再度請求するものとします（再度請求する場合においても、本条第3項の期限内に請求を行う必要がございます）。

なお、金利の約定が完了している等の理由により変更を行うことができない場合があることをあらかじめ承諾します。また、請求内容の変更により当行に損失（ただし、当行の責めに帰すべき事由により生じたものおよび逸失利益を除きます）が生じた場合には、本サービス利用者がこれを支払うものとします。

- (8) 請求が当行所定の方法によりなされた場合、当行は本サービス利用者の正当な権限者により有効に当該請求がなされたものとみなします。本サービス利用者は当該請求後におこなわれた一切の取引についてその責任を負うものとし、万一これによって本サービス利用者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

- (9) 請求に関し、当行が必要とする場合は、本サービス利用者は当行が指定する方法や形式により、必要書類を別途提出するものとします。

- (10) 請求に関しては、本規定のほか、別途締結した銀行取引約定書、当座勘定貸越約定書およびこれらに付随する契約書、特約書等の各条項に従うものとします。

第6条（利用手数料）

本サービスの利用にあたって、料金は発生しません。

ただし、別に当座貸越契約もしくはこれに付随する契約書、特約書等に定めがある場合は、当該手数料の支払いが必要となる場合があります。

第7条（届出事項の変更）

- (1) 本サービス利用者は、名称、住所、電話番号、メールアドレス、その他の届出事項に変更があった場合、直ちに当行に対し、当行が定める方法により、当該変更の届出をするものとします。なお、当該届出がなされなかったことで、本サービス利用者が不利益を被ったとしても、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は本サービスの利用者に対し一切責任を負わないものとします。
- (2) 前項に定める届出事項の変更手続きがなされなかったために、当行からの送信、通知または当行が送付する書類や電子メールなどが延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべきときに到着したものとします。

第8条（解約・一時停止）

- (1) 本サービスは基本サービスに付随するため、本サービス利用者および当行は、本サービスのみを解約できないものとします。
- (2) 本サービスを解約する場合は、基本サービスの解約を行うものとします。この場合、基本サービス

の取引規定に従うものとします。

第9条（関連規定の適用・準用）

- （1）本サービスのご利用に関しては、本規定のほか、別途締結した銀行取引約定書、当座勘定貸越約定書およびこれらに付随する契約書、特約書等の各条項に従うものとします。
- （2）本規定の定めのない事項については、総合口座および流動性預金関連規定、当座勘定規定等関係する規定により取扱います。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。
- （3）前項以外において本規定に定めのない事項については、基本サービスの取引規定を準用します。基本サービス取引規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

以 上

（2025 年 4 月 7 日制定）